

2020年7月31日

各 位

会社名 ERIホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 増田 明世  
 (コード番号: 6083 東証第一部)  
 問合せ先 常務取締役広報IRグループ長 竹之内 哲次  
 (TEL. 03-5770-1520)

## グループ会社 株式会社ERIアカデミーにおける 定期講習受講者への「ERI電子法令集」の無料提供について

当社グループ会社である株式会社ERIアカデミー（以下、ERIアカデミーという。）は、国土交通大臣の登録講習機関として、建築士法が定める建築士を対象とした「定期講習」を実施してまいりました。この度、ERIアカデミーが創立10周年を迎えたことを記念して、2020年8月1日より定期講習を受講された方（インターネット申込サービス利用者）を対象に「ERI電子法令集」を無料で提供することといたしました。

※無料提供開始の時点で、すでにお申込みいただいている方も対象となります。

「ERI電子法令集」は、建築基準法を中心に、40を超える建築に関係の深い法・令・規則・告示等を収録した電子法令集です。法令集を好きな場所で確認できるだけでなく、複数のキーワードでの検索が可能となっているほか、条文にマーカーを引いたり書き込みを加えたりできるカスタマイズ機能を搭載しています。下図は「ERI電子法令集」の表示の一部です。



The screenshot shows a web browser displaying the 'ERI Electronic Laws Collection' interface. On the left is a navigation menu with categories like '1章 総則 (第1条-第18条の3)', '第1条 目的', '第2条 用語の定義', etc. The main content area shows '第2条 (建築基準法)' with several articles listed. Article 18 (十八) is highlighted. Article 19 (十九) is annotated with a red box and a red arrow pointing to the text '第4条第1項に規定する', with a callout box saying 'メモ ここは大事なところ' (Memo: This is an important point). Article 20 (二十) is annotated with a red box and a red arrow pointing to the text '都市計画法第4条第2項に規定する', with a callout box saying 'メモ ここは大事なところ' (Memo: This is an important point). Below the screenshot are two callout boxes: 'メモを追加' (Add memo) and 'マーカーで強調' (Emphasize with marker).

利用条件等の詳細につきましては、ERIアカデミーの下記ホームページをご参照ください。

<https://www.a-eri.co.jp/teiki/houreishuu.html>

今後もERIアカデミーは、セミナー・講習を通して、建築業界の実務に携わる方に有益なサービスを提供してまいります。

問い合わせ先 株式会社ERIアカデミー 業務部 TEL.03-5775-7848

以上